

5. 「週休2日交替制工事（発注者指定型）」
特記仕様書【漁港漁場関係工事】

1 週休2日（交替制）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、対象者^{※2}が「土曜日・日曜日」を問わず、交替制の勤務により4週8休以上の休日を確保するものをいう。

この特記仕様書において、月単位の週休2日（交替制）とは、対象期間内のすべての月毎で平均休日率^{※5}が4週8休以上（8日/28日=28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）^{※7}
- ・年末年始休暇（6日間）^{※7}
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

※2 対象者とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者^{※3}及び技能労働者^{※4}で、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとする。

なお、対象期間内で連続して1週間程度以内の従事している者については確認の対象としない。また、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者とししない。

※3 技術者とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。

※4 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。

※5 平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率^{※6}の平均値をいう。

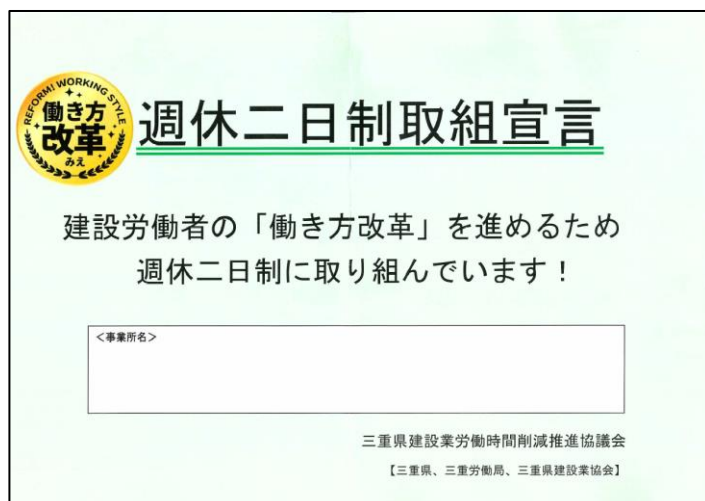
※6 休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日の取得率をいう。

※7 夏季休暇又は年末年始休暇は、工事の実態に合わせて取得するものとする。

- 2 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第 22 条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 3 受注者は、月 1 回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。
- 4 当初積算における週休 2 日に関する経費は、月単位の週休 2 日（交替制）を前提とした補正係数（別紙 1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料、標準単価）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。
- 5 月単位の週休 2 日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更する。
- 6 現場代理人が休暇で現場に不在の場合は、受注者は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保できる者を予め定めなければならない。
- 7 受注者は、現場代理人が不在時の現場体制を施工計画書に明記することとする。
なお、下記資料を施工計画書に添付することとする。
 - ・ 第 7 条に基づき定めた者の直接雇用が確認できる資料
- 8 工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休 2 日（交替制）から週休 2 日（現場閉所）に変更できるものとする。
なお、週休 2 日（現場閉所）に変更した場合、土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型）試行要領（漁港漁場関係工事編）に基づき実施するものとする。

- 9 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※⁸が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・ HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/J1GY0S/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinsei_00001.html

- ・ 直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・ 郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡 (059-226-2106)

※⁸ 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年(2024年)4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

発注者指定型

補正係数（別紙1）

- ・ 労務費 : 1.04
- ・ 機械経費（賃料）: 1.02
- ・ 共通仮設費率 : 1.02
- ・ 現場管理費率 : 1.03

市場単価の経費補正については下記の補正係数を乗じる。

	市場単価 補正係数		市場単価 補正係数
1	底面工		1.03
2	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)		1.00
3	支保工		1.04
4	足場工		1.02
5	鉄筋工		1.04
6	吊鉄筋工		1.04
7	型枠工		1.03
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)		1.04
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)		1.04
9	止水板工		1.04
10	上蓋工		1.04
11	伸縮目地工		1.02
12	係船柱取付		1.04
13	防舷材取付		1.04
14	車止・縁金物取付		1.04
15	係船柱撤去		1.04
16	防舷材撤去		1.04
17	車止撤去		1.04
18	電気防食取付		1.04
19	防砂目地板取付工(陸上施工)		1.04
20	防砂目地板取付工(水中施工)		1.03
21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)		1.03
22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)		1.03
23	ペトロラタム被覆		1.04
24	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)		1.04
25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)		1.04
26	かき落とし工		1.04
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.03
28	汚濁防止枠設置・撤去		1.02
29	灯浮標設置・撤去		1.03
30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)		1.01
	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)		1.04
	異形ブロック製作 型枠工		1.04
31	異形ブロック製作 コンクリート打設工		1.04
	異形ブロック製作 給熱養生		1.03

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		月単位
区画線工		1.04
高視認性区画線工		1.04
橋梁塗装工		1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03
	人力	1.04
コンクリートブロック積工		1.04
排水物構造工		1.04
鋼製排水溝設置工		1.04
表面被覆工（コンクリート保 護塗装）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
表面含浸工	固定足場	1.04

発注者指定型

	高所作業車	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
防草シート設置工		1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエルテル樹脂）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.04
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.04
機械式継手工		1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04
支承金属溶射工		1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.03